

38 カーボンニュートラルの実現に向けた対策の推進について

(環境省、経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) カーボンニュートラルの実現に向けては、特にエネルギー起源CO₂の削減が重要であることから、再生可能エネルギーの一層の普及に向けた施策を拡充するとともに、国民・産業界・地方自治体が果たす役割を踏まえて、地域の脱炭素化を促進する取組を支援すること。
- (2) 昨年改定した国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、地域においても地方公共団体実行計画（区域施策編）の見直しが必要となることから、温室効果ガス排出量削減目標（2030年度に2013年度比46%削減）の達成に向けた具体的なロードマップを示すこと。
- (3) 電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）の大量普及に向けた助成措置（公共部門を含む）の充実を図るとともに、充電インフラ、水素供給インフラ等の整備促進、運営費負担の軽減に資する支援制度の拡充を図ること。
また、Well to Wheel^{*}全体でのCO₂排出量の削減に向けて、自動車のゼロエミッション化と併せてエネルギーの脱炭素化を着実に進めること。
- (4) 中部圏における今後の水素の需要拡大と安定的な利用のためのサプライチェーンの構築に向けて、国が率先して大規模水素受入・供給拠点の整備に向けた環境づくりや規制緩和を進めるとともに、CO₂フリー水素の社会実装に取り組む企業等に対する中長期的な財政的支援やインセンティブを付与する措置を強化すること。

※ Well (油田) to Wheel (自動車):燃料・エネルギーの製造段階から走行させる段階まで

(背景)

- 国においては、2020年10月、「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、2021年4月には、2030年度までの温室効果ガス排出量の削減目標を2013年度比で46%削減することを表明した。また、同年6月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、地方公共団体実行計画（区域施策編）に再生可能エネルギーの導入目標等の記載を義務化するとともに、同年10月、「エネルギー基本計画」と「地球温暖化対策計画」を改定した。

本県としては、これらの動向を踏まえ、2018年2月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2030」の改定を進めている。

- 本県は日本一の産業県であり、県内総生産当たりの温室効果ガス排出量は全国第35位という低い水準にあるものの、温室効果ガス排出量は全国トップクラスとなっている。

このため、2021年度からカーボンニュートラルの実現に向けた新たな取組に着手することとし、「あいちカーボンニュートラル戦略会議」を設置するとともに、事業・企画アイデアを募集し、優れたアイデアの事業化を支援していくこととした。

現在、官民連携で総合的かつ分野横断的にカーボンニュートラルの実現を目指す「矢作川カーボンニュートラル（CN）プロジェクト」及びアジア競技大会選手村後利用を見据えた「街区全体で統一的に木造・木質化を図るまちづくりプロジェクト」に取り組んでいる。

- EV・PHV・FCVは、インフラの整備は進みつつあるものの、依然として本格的な普及段階に至っていない。そこで、本県では、2050年頃の自動車からのCO₂排出ゼロを目指し、2030年度の普及目標(EV・PHV・FCVの新車販売割合30%)とその達成へ向けた取組の方向性を示すため、2021年3月に「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」を策定した。
- 2022年2月には、大規模水素サプライチェーンの社会実装を地元自治体や経済団体等が一体となって実施するため、中部圏三県一市、経済3団体及び中部圏水素利用協議会により大規模水素社会実装の実現に向けた包括連携協定を締結するとともに、その目標達成に向けて具体的なプロジェクトを行う「中部圏大規模水素サプライチェーン社会実装推進会議」を設立した。

(参 考)

◇ 本県の主な取組及び成果

計 画	主 な 取 組	成 果
あいち地球温暖化防止戦略2030 (地方公共団体実行計画(区域施策編))	住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金 2003年度から市町村と協調し、太陽光発電設備の導入補助を開始。 その後、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、燃料電池、蓄電池等の補助メニューを順次拡充。 補助実績累計(2021年度末まで) 17億5,381万円 延べ11万5,212件	固定価格買取制度(FIT)に係る設備認定容量(買取開始分) (2021年12月末現在) ・太陽光(10kW未満) 約101万kW (全国1位) ・バイオマス 約39万kW (同2位) ・FIT全体 約331万kW (同2位)
	地球温暖化対策計画書制度 温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者に対して、その削減目標等を定めた計画書及び状況書の提出を義務付けるとともに、その内容を評価・公表し、必要に応じて削減に資する助言を実施。 2020年度実績 状況書提出件数: 729事業者 参考 温室効果ガス排出量(産業・業務部門)の割合(2019年度) 対象事業者 3,712万t-CO ₂ /県内 4,896万t-CO ₂ =75.8%	削減状況 ・2019年度: 3,712万t-CO ₂ ・2020年度: 3,492万t-CO ₂ ・増減率: ▲5.9%
あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン	自動車税種別割の課税免除 2012年からEV・PHV・FCVを対象に、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分を全額免除。 課税免除実績(2021年度末まで) 37億6,981万円 延べ38,629台	EV・PHV・FCVの普及台数 (2021年3月末現在) 27,535台(全国1位)
	先進環境対応自動車導入促進費補助金 中小企業等の事業者に対し、EV・PHV・FCV等を導入する経費の一部を補助。 EV・PHV・FCVの補助実績(2021年度末まで) 10億7,365万円 延べ2,622台	充電インフラ整備状況 (2021年3月末現在) 1,269箇所 1,948基
	水素ステーションの整備・運営補助 国の補助金に上乗せ補助。 整備補助実績累計(2021年度末まで) 23億9,751万円 27箇所 運営補助実績累計(2021年度末まで) 6億12万円 31箇所	水素ステーション設置箇所数 (2022年6月末現在) 38箇所(整備中含む、全国1位)

- ◇ 中部圏における大規模水素社会実装の実現に向けた包括連携協定の締結及び中部圏大規模水素サプライチェーン社会実装推進会議の設立(2022年2月21日締結及び設立)
 愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、名古屋商工会議所、(一社)中部経済連合会、中部経済同友会及び中部圏水素利用協議会が締結及び設立

39 生物多様性の保全対策の推進について

(環境省、国土交通省)

【内容】

- (1) 生物多様性の保全については、地域の特性に応じたきめ細やかな取組を行う必要があり、現場を担う地方公共団体の役割が大きいことから、その重要性を次期国家戦略においても明確に位置付けるとともに、地方公共団体が行う取組に対する支援を一層強化すること。
- (2) 近年、保全活動の担い手の固定化・高齢化が課題となっていることから、生物多様性の主流化に向けて、地域住民、NPO、企業、ユース世代等、様々な主体による保全活動が促進される仕組みづくりや、人材育成、情報提供等、必要な施策を講じること。
- (3) 従前の外来生物法では、国のみが主な防除主体とされていたが、法改正により、地方公共団体が国内で既に定着している特定外来生物の防除を担うこととなったため、これらの防除対策に対する十分な財政支援を講じること。
- (4) ヒアリの早期発見及び早期駆除を図るため、海外から貨物が到着する港での水際対策を徹底するとともに、海外での貨物の積み込み時における予防防除が確実に実施されるよう関係国、関係者に働きかけること。

(背景)

- 本県では、2010年のCOP10開催以降、NPO、大学、企業、市町村等と「生態系ネットワーク協議会」を県内各地域で設立し、多様な主体と連携して保全活動を推進してきた。また、国際社会においては生物多様性分野で先進的な広域自治体と「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」を2016年に立ち上げ、生物多様性保全における自治体の役割の重要性を繰り返し広く発信してきた。
- 地域の特性に応じてきめ細やかな取組を行っていくことは、生物多様性保全において非常に重要であることから、本県は、県内市町村に対し地域戦略の策定支援を積極的に実施してきた。現在、54市町村のうち21市町が策定済みであるが、今後、未策定の市町村に対し、策定に向けたさらなる支援が必要である。
- 湿地・里山等の重要地域の保護、希少種保全、外来種対策をはじめとする様々な問題を解決するためには、地方公共団体だけではなく、地域住民、NPO、企業、ユース世代など、様々な主体が生物多様性の重要性を認識し、連携・協働して役割を果たす必要がある。そのため、本県では「あいち生物多様性戦略 2030」において、「生物多様性主流化の加速」を基本的取組方針の一つとして位置づけ、様々な主体を対象に、保全活動への参加を促すための施策を推進しているが、保全活動の担い手の輪をさらに広げていく必要がある。
- 近年、本県の生物多様性の保全において、外来生物による地域の生態系への影響が拡大しており、非常に大きな課題となっている。
- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」では、環境大臣等が特定外来生物の防除を実施することとされていたが、2022年5月に第208回国会で改正され、国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び

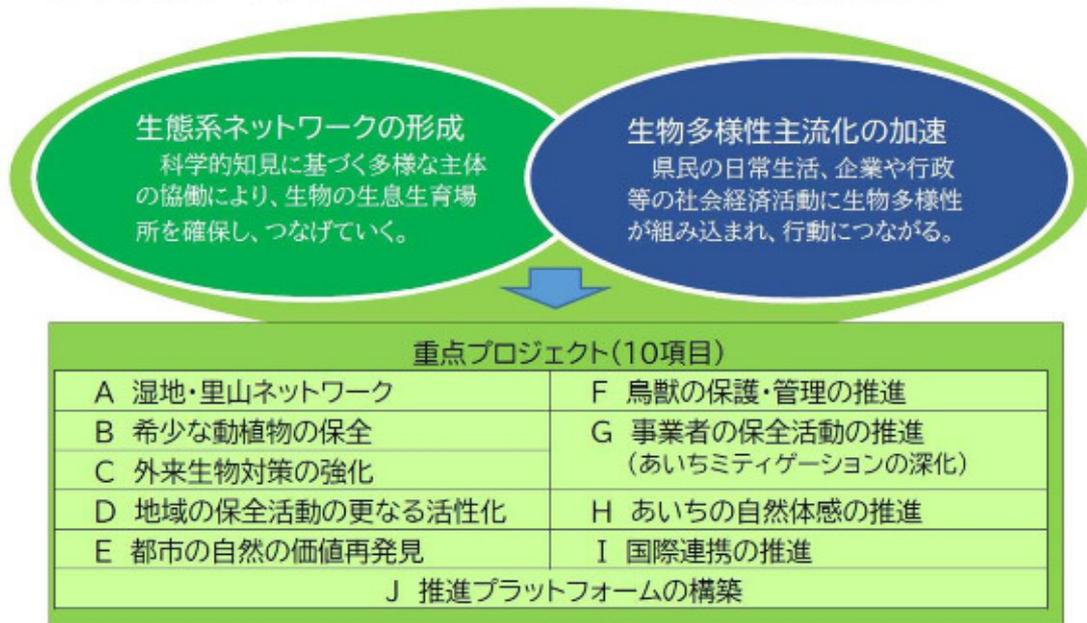
国民に関する責務規定が創設された。

- 本県では、2017年以降ヒアリがたびたび確認されており、2020年9月には、名古屋港の事業者敷地内等で女王アリを含むヒアリが大量に確認された。当該ヒアリについては駆除を行ったが、現在も継続して監視している状況である。
- 全国のヒアリ確認事例をみると、定着国や地域からのコンテナ内に付着し、国内に侵入してくることから、輸出元側での防除対策が非常に重要である。

(参 考)

◇ あいち生物多様性戦略 2030 (2021年2月策定)

「生態系ネットワークの形成」と「生物多様性主流化の加速」を基本的取組方針とし、多様な主体と連携しながら10項目の重点プロジェクトを推進している。



◇ 戦略 2030 に基づく「生物多様性主流化」に向けた主な取組

- ・ 自然環境に関心のある県民を「生物多様性サポーター」に登録して保全活動への参加を促す仕組み (2022年3月～)
- ・ 優れた保全活動を行う企業を認証する制度 (2022年4月～)
- ・ 保全活動を行うユース人材の育成、保全活動団体の交流イベントの開催 等

◇ 本県で確認された特定外来生物 (2022年2月末現在)

外来生物法により 156 種の動植物を国が特定外来生物に指定しており、そのうち、ヒアリ、カミツキガメ、オオキンケイギク等 35 種類が県内で確認されている。

◇ 本県のヒアリの確認状況

確認年	確認地点	件数	確認状況	個体数
2017年	名古屋市・弥富市・飛島村 (名古屋港)、春日井市	6件	コンテナヤード、事業者倉庫内	最大 1,000 個体
2018年	弥富市・飛島村 (名古屋港)、瀬戸市、小牧市	3件	コンテナ内、事業者敷地内	最大 350 個体
2019年	飛島村 (名古屋港)、愛西市	1件	コンテナ内、事業者倉庫内	最大 30 個体
2020年	飛島村 (名古屋港)	2件	コンテナヤード、事業者敷地内、臨港道路	最大 1,700 個体以上
2021年	弥富市 (名古屋港)、常滑市	2件	コンテナ内、事業者敷地内	数百個体
2022年	弥富市 (名古屋港)	1件	コンテナヤード	100 個体以上

40 水循環再生による伊勢湾・三河湾の水環境の改善について

(農林水産省、国土交通省、環境省)

【内容】

- (1) 森林から海に至る流域全体を視野に入れた健全な水循環を再生するため、水循環基本法に定める水循環基本計画に基づく施策について、関係府省の連携を一層強化して総合的かつ一体的に推進すること。
- (2) 伊勢湾・三河湾をきれいで生物多様性に富んだ豊かな海域環境に再生するため、閉鎖性水域の実情に応じたCOD削減の効果的な手法を確立するとともに、海域利用を踏まえた栄養塩類（窒素、りん）の適切な管理方策の検討及び自治体による海域環境再生の取組への支援を行うこと。
- (3) 水がきれいで、様々な生きものが生息・生育し、人々が親しめる「里海」に再生するため、ダム堆積砂や河川掘削土を有効活用するなど深掘跡の埋戻しや覆砂、水質浄化機能を有する干潟・浅場の造成等の事業を促進すること。
- (4) 下水道は水質浄化対策を進める上で重要な役割を担っており、流域下水道及び公共下水道の積極的な整備、既存施設の改築・更新、高度処理化並びに合流式下水道の改善を促進するため、十分な財政措置を講じること。
- (5) 農業集落排水処理施設の着実な整備・更新の促進を図ること。また、浄化槽については、早期に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び管理の向上に対する施策を講じること。
- (6) 森林の持つ水源かん養や洪水緩和などの公益的機能を十分に発揮していくため、伊勢湾・三河湾流域の森林の整備・保全を一層促進すること。

(背景)

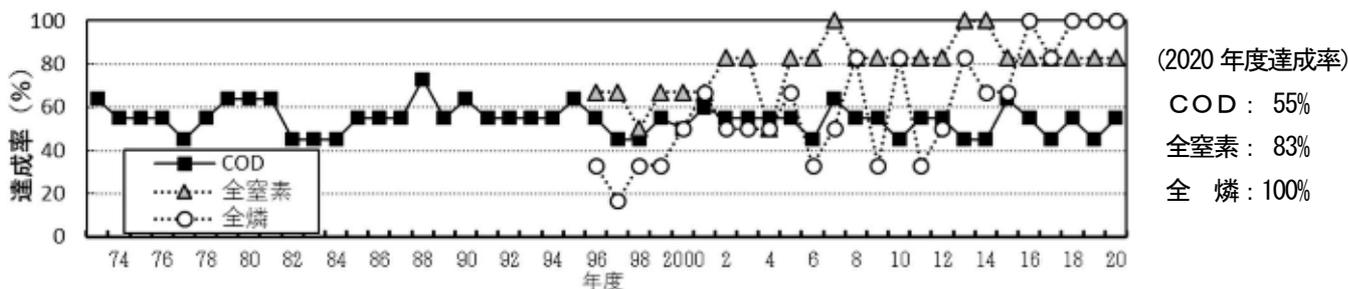
- 閉鎖性海域である伊勢湾・三河湾では、環境基準の達成率は、CODは概ね横ばい、全窒素及び全リンは改善傾向にあるが、依然として赤潮や貧酸素水塊の発生が見られる。また、生物多様性の喪失、水辺の減少等の水環境に関する問題も発生している。
- これらの問題の解決には、環境、治水、利水などの各分野で個々に施策を実施するだけでなく、森林から海に至る流域全体において、干潟・浅場の造成、下水道の整備、農業集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽への転換・整備の促進、間伐等の森林整備、治山施設整備等、各分野の施策を総合的かつ一体的に推進し、健全な水循環を再生していくことが不可欠である。とりわけ生物多様性に富んだ豊かな海域環境に再生するためには、水環境に配慮し海域利用を踏まえた適切な栄養塩類管理等による藻場・干潟の生息・生育環境の改善等の取組を推進することが必要である。

- 本県では、人と水との豊かなかかわりを回復・創造するため、「あいち水循環再生基本構想」に基づき、県民・事業者・NPO・行政が構成員となった「水循環再生地域協議会」を設立し、2008年3月に県内3地域ごとの「水循環再生行動計画」を取りまとめ、また、2021年3月には第4次となる水循環再生行動計画として改定し、流域が一体となった取組を進めている。
- さらに、2010年度に、三河湾の海域環境改善に関わる県関係部局（環境部、農林水産部、建設部）が一体となり、三河湾からの恵みを将来にわたり享受できるように「三河湾里海再生プログラム」を取りまとめるとともに、2013年度には、県民・事業者・NPO・行政等の様々な主体が連携・協働して取り組む内容を「三河湾環境再生プロジェクト行動計画」として取りまとめ、三河湾の環境再生に向けた取組のより一層の推進を図っている。
- 愛知県漁業協同組合連合会からの要望を受け、豊かな海域環境を目指す取組として、漁場における冬期の栄養塩類を増やすため、県では2017年度より三河湾に面する2箇所の下水処理場で放流水中のリン濃度を増加させる運転を試験的に実施し、その効果と環境への影響を検証しているところである。2021年11月には国主導により、伊勢・三河湾の「きれいで豊かな海」実現に向けた勉強会が開催され、愛知県・三重県関係者と意見交換が行われた。
- 生活雑排水を処理せず公共用水域の汚濁の大きな要因となっている単独処理浄化槽は、2020年度末時点で全国に約364万基、愛知県では全国一の約32万5千基が残存しているため、早急な転換が求められる。

2019年6月に合併処理浄化槽への転換及び管理の向上を目的として浄化槽法が改正された。本県においても2019年度以降、転換に係る補助制度を拡充し、市町村が設置する公共浄化槽に対する補助制度を導入することにより転換促進を図っている。また、2019年10月に浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を改正し、優良浄化槽保守点検業者認定制度を創設するとともに、浄化槽保守点検業者等に対する規制を強化することにより、浄化槽の適正な維持管理の促進を図っている。

(参 考)

◇ 伊勢湾・三河湾における環境基準達成率（COD、全窒素及び全磷）の経年変化



◇ 下水道人口普及率の推移

